



残された家族を支える

遺族基礎年金

●問合先 土浦年金事務所 ☎029-824-7169 市役所国保年金課 年金G 内線105、106

遺族基礎年金は、国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則 25 年）を満たした方が死亡したとき、その方によって生計維持されていた「子のある妻」または「子」に対して、子が 18 歳に到達した年度末まで支給されます。

◎遺族基礎年金を受けるための要件

次の①～④のいずれかに該当する方が死亡したとき、生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に、子が 18 歳に到達した年度末になるまで（1・2 級の障がいの状態にある子は 20 歳になるまで）支給されます。

- ①国民年金の被保険者（＊）
- ②国民年金の被保険者であった方で、国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満の方（＊）
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

＊①②の場合、死亡日の前日において次の要件のいずれかを満たしていることが必要

【保険料納付要件の原則および保険料納付要件の特例】 死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除、納付猶予、学

生納付特例期間を含む）が 3 分の 2 以上あること。または特例として、平成 28 年 3 月 31 日以前に死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納がないこと。

◎年金額（平成 25 年度）

子のいる妻が受け取る場合の年金額（単位：円）

	基本額	加算額	年金額
子が 1 人	786,500	226,300	1,012,800
子が 2 人		452,600	1,239,100

子が受け取る場合の年金額（単位：円）

	基本額	加算額	年金額
子が 1 人	786,500	0	786,500
子が 2 人		226,300	1,012,800

※子が 3 人以上いる場合は、1 人につき 75,400 円を加算

街角の年金相談センター土浦

年金相談や年金請求などの手続きが無料でできます

「街角の年金相談センター土浦」は、「対面相談」です（電話相談は行っていません）。

対面相談は予約ができます。相談の際は、年金証書、払込通知書、年金手帳や被保険者証など本人確認のできるものが必要になりますので、予約時にご確認ください。なお、代理の方が相談する場合は委任状が必要です。

▶住 所 土浦市桜町 1-16-12 住友生命土浦ビル 3 階

▶問合先 ☎ 029-825-2300（予約受付）

▶相談受付時間

・毎週月～金曜日 8:30～17:15

（週の初めの開庁日は 19:00 まで）

※土・日曜日、祝日、年始年末
（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

・毎月第 2 土曜日 9:30～16:00

▶アクセス方法

J R 土浦駅から徒歩約 3 分

J R 土浦駅前バス停から徒歩約 2 分

駐車場はウララパーキングをご利用ください。

～「街角の年金相談センター土浦」は、日本年金機構から全国社会保険労務士連合会へ委託され、茨城県社会保険労務士会が運営しています。～

